

第 64 号議案

滋賀県立学校職員服務規程の一部改正について

滋賀県立学校職員服務規程の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 22 日

滋賀県教育委員会

滋賀県立学校職員服務規程（昭和 53 年滋賀県教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（高齢者部分休業）

第 10 条の 2 職員（会計年度任用職員を除く。）は、法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づく高齢者部分休業の承認を受けようとするときは、職員の高齢者部分休業に関する規則（令和 5 年滋賀県人事委員会規則第 5 号）に定める手続をとらなければならない。

第 11 条中「前 4 条」を「前 5 条」に改める。

付 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

「滋賀県立学校職員服務規程」の一部改正について

1 改正の理由

定年引上げに伴い高齢者部分休業制度が設けられたことから、当該休業の承認を受けようとする場合の手続きについて、新たに定める。

2 主な改正内容

別添新旧対照表のとおり。

3 施行日

令和6年4月1日

滋賀県立学校職員服務規程新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第10条 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(欠勤)</p> <p>第11条 職員は、<u>前4条</u>に規定する場合その他法律または条例により勤務しないことが認められている場合を除き、勤務できないときは、事前に（やむを得ないときは、事後速やかに）、欠勤届（別記様式第4号）に所要の事項を記載して校長に提出しなければならない。</p> <p>第12条以下 省略</p>	<p>第1条～第10条 省略</p> <p><u>(高齢者部分休業)</u></p> <p><u>第10条の2 職員（会計年度任用職員を除く。）は、法第26条の3第1項の規定に基づく高齢者部分休業の承認を受けようとするときは、職員の高齢者部分休業に関する規則（令和5年滋賀県人事委員会規則第5号）に定める手続をとらなければならない。</u></p> <p>(欠勤)</p> <p>第11条 職員は、<u>前5条</u>に規定する場合その他法律または条例により勤務しないことが認められている場合を除き、勤務できないときは、事前に（やむを得ないときは、事後速やかに）、欠勤届（別記様式第4号）に所要の事項を記載して校長に提出しなければならない。</p> <p>第12条以下 省略</p>